

2017年9月13日

地方公務員災害補償基金京都府支部
京都府支部 支部長 山田啓二様

地方公務員災害補償基金京都府支部の機構及び運営の改善に関する要望書

京都教職員組合

執行委員長 河口 隆洋

京都自治体労働組合連合

執行委員長 福島 功

京都府立高等学校教職員組合

執行委員長 安寄 正

京都府職員労働組合連合

執行委員長 森 吉治

京都労災職業病対策連絡会

会長 河口 隆洋

平素、地方公務員の生活の向上といのちと健康を守るため、ご尽力されていることに心から経緯を表します。

さて、公務員をめぐる状況は、年々厳しいものがあります。とりわけ、定数削減や非正規労働者の増大、民営化・民間委託などにより、個々の職員・教職員の仕事量は増大し続けています。公務災害をめぐる最新の状況は、2015年（平成27年）で24,833件に達し、公務上の死亡者数も41人になっています。これらの人数は認定数であり、氷山の一角です。

また、現在、公務災害認定における被災者や遺族の極めて困難な状況にあります。支部・本部審査会での救済率は極めて低く、さらに、立証責任を被災者及び遺族が負わされる状況は改善されていません。被災者は、健康被害や肉親を失った極めて困難な状況を抱えながら、長期に及ぶ認定闘争を余儀なくされています。安心して公務に専念するためにも、一刻も早い改善が必要です。

つきましては、地方公務員災害補償基金及び京都府支部が、被災者の救済という本来の目的に立った業務を行うことを求めるとともに、以下の要請項目に誠実に回答されることを要請します。

記

1. 組織のあり方、手続き運用等に関する要請項目

- ①行政手続法第6条の定める標準処理期間を遵守し、認定までの期間を短縮されたい。
- ②所属長から書類を入手し、所属長を通じて資料提出を行う現行の手続きを、基金支部に直接提出できる

制度に改善されたい。

- ③基金支部の職員を大幅に増員し、基金支部による直接の立ち入り調査活動を実施されたい。また、担当者の専門性を高めるために、経験年数を延ばすとともに、研修などを強化されたい。
- ④本部協議の義務づけを廃止し、基金支部の独自の判断が尊重される制度に改善されたい。
- ⑤支部専門医については氏名を公表するなど、透明性・公平性を確保されたい。
- ⑥基金支部の機構・組織を、府の人事部局から切り離し、労働基準監督署と同等の専門性・独立性を確保されたい。少なくとも人事担当部局から独立した組織に改められたい。

2. 認定基準等に関する要請項目

- ①心血管疾患及び脳血管疾患等の職業関連疾患の公務上災害の認定について（通知）、精神疾患に起因する自殺の公務災害認定について（通知）等の趣旨、精神障害等の労災認定に係る専門検討委員会報告の趣旨、さらには、公務災害関係の最新の司法判断を尊重し、広く被災者及び被災者家族を救済すること。
- ②第三者加害がある場合の公務災害認定については、学校現場や公務職場の特性を考慮し、個々のケースごとに求償の扱いを慎重に判断されたい。
- ③公務職場でも、多くの被災者が存在することが想定されるアスベスト被害についても、積極的に公務災害認定を行うこと。

3. 審査会の公正と審査手続きに関する要請事項

- ①審査会委員の選任にあたっては、専門的な知見を有するとともに、第三者的立場に立った委員を選任し、公正な審査会の体制を確立すること。
- ②審査会の審査に際しては、公開口頭審査の時間・回数に制限を加えず、被災者・遺族の要望や必要性に応じて実施すること。
- ③審査にあたっては、審査資料の全面公開を行うこと。

4. 基金支部として、発生している公務災害の分析を行い、予防の取り組みを強化すること。

5. 公務労働者のいのちと健康を守る立場から、労働組合・京都労災職業病対策連絡会議からの交渉要求に対して、誠実に対応するとともに、交渉ルールを確立されたい。

6. 現在、申請中の過労死・疲労性疾病事案等については、早急に被災者及び被災者遺族を救済すること。

以上